

新たな機能評価係数の導入にかかる対応について

- これまで、DPC制度においては、診断群分類点数表による点数を基本として、調整係数及び既存の機能評価係数により、各医療機関の診療報酬を設定してきた。
- 今後、現行の調整係数を新たな機能評価係数に移行するとともに、従来の包括点数では十分に評価出来ていなかった医療機関の機能差等については、包括する項目を見直すことで対応する。

(概念図)

